消防救急無線デジタル設備及び高機能消防指令センター設備の購入について

消防救急無線デジタル設備及び高機能消防指令センター設備購入契約に伴う物品の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 物品
 - (1) 消防救急無線デジタル設備一式
 - (2) 高機能消防指令センター設備一式
- 2 取得価格

417,960,000円(うち消費税及び地方消費税の額 30,960,000円)

3 契約の相手方

福岡県北九州市小倉北区古船場町5番12号 西日本電信電話株式会社 北九州支店 支店長 鈴木 勝男

平成26年6月10日提出

中間市長 松下 俊男



物品壳買仮契約書



物品の売買に関し、買受者 福岡県中間市(以下「甲」という。)と、売渡者 西日本電信電 話株式会社 北九州支店(以下「乙」という。)との間に次のとおり仮契約を締結する。

(契約の要項)

- 第1条 この契約の要項は、次のとおりである。
 - (1) 件 名 消防救急無線デジタル設備及び高機能消防指令センター設備購入
 - (2)納入期限 平成27年3月10日
 - (3)納入場所 中間市消防本部
 - (4)契約金額 417,960,000円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 30,960,000円)
 - (5) 契約保証金 41,796,000円

(売買)

第2条 乙は、前条第1号に掲げる消防救急無線デジタル設備及び高機能消防指令センター設備(以下「物品」という。)を甲に売り渡し、甲は、これを買い受ける。

(物品等の数量等)

- 第3条 物品の数量、規格、構造、形状、寸法等は、別紙仕様書のとおりとする。 (納入方法)
- 第4条 乙は、物品の納入をするときは、その旨を甲に通知しなければならない。 (検査)
- 第5条 甲は、物品の納入を受けたときはその通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。
- 2 検査の結果不良品があるときは、乙は当該不良品を直ちに引き取り、甲の指定する日 までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用す る。
- 3 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又はき損した物品の損失は、乙の負担とする。

(担保責任)

- 第6条 物品納入後、甲において、損傷等を発見した場合には、当該損傷等が甲の過失による場合を除き、乙は、甲の指定する日までにこれを良品と交換し、又は補修するものとする。
- 2 前項の場合において、乙が交換に応ずる期間は、検査が完了し、甲が物品を受領した 後1年間とする。

(代金の支払)

第7条 売買代金の支払いは、検査が完了し、甲が物品を受領した後乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に行うものとする。

(納入遅延に対する遅延料)

- 第8条 乙の責めに帰する事由により、納入期限までに、物品を納入しない場合には、乙は、甲に対して遅延料を支払うものとする。
- 2 前項の遅延料の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、売買代金に対し、年2.9パーセントを乗じて得た額とする。

(支払遅延に対する遅延利息)

- 第9条 甲の責めに帰する事由により第7条の支払期限までに売買代金を乙に支払わない 場合、甲は乙に対して遅延利息を支払うものとする。
- 2 前項の遅延利息の額については、支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、売買



代金に対し、年2.9パーセントを乗じて得た額とする。 (解除等)

- 第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、催告なしにこの契約を解除する ことができる。
 - (1) 乙が第1条第2号に定める納入期限又は第5条第2項若しくは第6条第1項の規 定により甲の指定する日までに良品を納入しないとき。
 - (2) 乙がこの契約を完全に履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- 2 前項第1号の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として売買代金の10パーセントを甲に支払うものとする。
- 3 第1項第2号の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

(暴力団関与の場合の解除権)

- 第11条 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員を含む。)又は乙の使用人(支店若しくは営業所(常時物品等供給契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で役員を除く。)について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係があることが判明し、この契約を継続することが適当でないと認められるときは、甲は、契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により甲がこの契約を解除した場合は、前条第2項の規定を準用する。 (費用の負担)
- 第12条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。 (補則)
- 第13条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、中間市契約事務規則(平成19年中間市規則第19号)及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)の定めるところによる。 (協議)
- 第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

なお、この仮契約書は、中間市議会の議決を得たるときは、本契約に移行する。

平成26年4月21日

「甲」 福岡県中間市中間一丁目1番1房 中間市長 松 下 俊 雪 言

「乙」 福岡県北九州市小倉北区古船場町5番12号 西日本電信電話株式会社 北九州支佐 支店長 鈴 木 勝 男

※「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地 方税法第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に8/108を乗じて得た額 である。